

※ 旧富士火災海上保険株式会社のお知らせになります。

2017年10月23日

台風21号により被害を受けられた皆さまへ(2017年10月31日更新)

このたびの台風21号により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の通話料無料ダイヤルにて、お客さまからの被害のご連絡などを平日休日問わず承っておりますので、ご案内申し上げます。

【ご連絡先(24時間365日受付)】 セイフティ24コンタクトセンター 0120-220-557 (通話料無料)

*携帯電話・PHSからもご利用になれます

●災害救助法が適用された地域の特別措置について

このたびの台風21号による被害に関しましては、下記地域に災害救助法が適用されましたので、適用地域にお住まいのご契約者の皆さまには、「継続契約の締結手続きの猶予(*1)」および「保険料の払込みの猶予(*2)」の特別措置を実施いたします。(自賠責保険を除きます)

これらの措置の適用をご希望の場合は、代理店・営業社員または弊社取扱営業店にお問い合わせください。

なお、適用期間に制限がありますので、ご注意ください。

(*1)災害救助法の適用日から2ヵ月間、(*2)災害救助法の適用日から2ヵ月間

適用地域につきましては関連ページ URL にてご確認をお願いいたします。

関連ページ:内閣府(防災担当) 災害救助法詳細

> http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20171030_03kisya.pdf

以上